水戸地方裁判所

受　験　案　内

平成２９年度
執行官採用選考

１　日　　程

(1)　受付期間・試験日等

受付期間	**７月１９日（水）～８月１日（火）**（８月１日消印有効） ◎　申込書は，簡易書留郵便で提出してください（持参可）。	
筆記試験	**８月２５日（金）**	
	試験場所	水戸地方裁判所　（又は，受験票で別途指定する場所）
	憲法，執行官法，民法，民事訴訟法，民事執行法，民事保全法及び刑法に関する理論，実務知識及びそれらの応用能力について，筆記試験を次のとおり行います。論文式試験においては，六法の使用を認めます。 択一式試験　（１０：３０～１１：３０） 論文式試験　（１３：００～１６：００） なお，裁判に関する事務を行うために必要とされる国家試験（後掲「注意事項」７参照）に合格した者等については，筆記試験の一部又は全部を免除されることがあり，該当者に対しては，免除の範囲等を別途通知します。 また，各試験の成績が一定の水準に達しないときは，不合格とすることがあります。	
面接試験	筆記試験の合格者に対し， **９月中旬までに試験日時等を通知します。**	
	試験場所	水戸地方裁判所

(2)　合格者発表

合格発表	選考合格者に対し，　**１０月上旬までに通知します。**

２　選　考　資　格

法律に関する実務を経験した年数が通算して１０年以上である者

＊　詳細については，別記参照

ただし，次に該当する者は，選考の対象から除く。

(1)　日本の国籍を有しない者

(2)　国家公務員法（昭和２２年法律第１２０号）第３８条の規定に該当する者

- 成年被後見人，被保佐人（禁治産者，準禁治産者を含む。）
- 禁錮以上の刑に処せられ，その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 懲戒免職の処分を受け，当該処分の日から２年を経過しない者
- 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し，又はこれに加入した者

３　採用予定日及び採用予定人員等

採　用　予　定　日	平成　３０　年　４　月　１　日
採　用　予　定　裁　判　所	水戸地方裁判所（支部を含む。）
採　用　予　定　人　員	１　人　程　度

４　選考申込方法

選考申込方法	次の応募書類に所要事項を記入し，水戸地方裁判所事務局総務課人事第一係宛て簡易書留郵便で提出してください（持参可）。 ・選考申込書（３か月以内に撮影した写真を貼ったもの） ・選考資格に係る申告書 ・返信用封筒（郵便番号，住所，氏名を記載の上，８２円切手を貼ったもの） ＊　選考申込書及び選考資格に係る申告書は，上記の係で交付しています。

注意事項

1　選考資格に係る申告書を提出しない場合には，選考申込みを受け付けません。
2　選考資格に係る申告書の記載に不備がある場合には，所定の期間内に補正をするよう命じますが，この間に補正がなされない場合には受験を認めないことがあります。
3　いかなる場合にも，提出された選考申込書，選考資格に係る申告書等は返還しません。
4　受験申込者に対して，所定の期間内に選考資格に係る証明書の提出を求めることがありますが，この期間内に当該証明書が提出されない場合には，選考試験の受験を認めないこと又は選考試験の合格を取り消すことがあります。
5　論文式試験においては，判例及び解説のないもの１冊に限り六法の使用を認めます。ただし，書き込みのあるものは使用を認めません(六法の貸出しはありません。)。
6　筆記試験及び面接試験の成績が一定の水準に達している者がいない場合には，全員不合格となる場合もあります。
7　裁判に関する事務を行うために必要とされる国家試験とは，司法修習生考試，簡易裁判所判事選考試験，副検事選考試験，司法書士試験及び弁理士試験をいいます。
8　選考合格者には，必要に応じ，健康診断を受診してもらう場合があります（費用は自己負担）。

執行官に採用されると……

職務内容	執行官は，動産執行，不動産執行事件における現況調査，土地建物の明渡しの執行，保全処分の執行など民事訴訟法，民事執行法，民事保全法その他の法令において執行官が取り扱うべきものとされている事務等を行います（執行官法（昭和４１年法律第１１１号）第１条参照）。 執行官は，原則として１人で債務者の居宅や差押物件に赴き，これらの職務を各種法律に基づいて厳正に行います。
収　　入	執行官は，その職務の執行につき，手数料を受け，また職務の執行に要する費用の支払又は償還を受ける（執行官法第７条参照）ことができます。国庫から給与や諸手当が支給されることはありません。また，個人として国民健康保険に加入することになります。なお，執行官は，収入の中から自己の負担により事務員の人件費等の経費を支出することになります。
退　　職	執行官は，裁判所を離れて，現場で執務することが多いことや不動産執行事件の現況調査事務等の遂行に相当程度の気力，体力を要することにかんがみて，当庁では，従来から満６５歳で退職する扱いになっています。

＊ 問い合わせ先

水戸地方裁判所事務局総務課人事第一係
〒310－0062　水戸市大町一丁目1番38号
(電話)029-224-8417(直通)

（別記）

法律に関する実務について

１　次の実務は，「法律に関する実務」として扱われます。

⑴　一般職の職員の給与に関する法律（昭和２５年法律第９５号）第６条第１項第１号イに規定する行政職俸給表㈠，同項第３号に規定する税務職俸給表，同項第４号イに規定する公安職俸給表㈠及び同項第４号ロに規定する公安職俸給表㈡の適用又は準用を受ける職員としての実務

⑵　弁護士，弁理士，司法書士又は不動産鑑定士としての実務

⑶　銀行，長期信用銀行，信用金庫，労働金庫又は信用協同組合における実務

２　１の実務を経験した年数が通算して１０年以上である者以外の者については，その者の経歴，資格等に基づき，水戸地方裁判所執行官採用選考委員会が，法律に関する実務を経験した年数が通算して１０年以上である者に該当するか否かを個別に審査します。

３　法律に関する実務の経験年数は，採用予定日を基準日として判定されます。

受験番号	

執行官採用選考
選　考　申　込　書

私は，次のとおり水戸地方裁判所執行官採用選考を受験したいので，申し込みます。
私は，日本の国籍を有しており，国家公務員法第３８条各号のいずれにも該当しておりません。
また，この申込書の記載事項は，事実に相違ありません。

平成　　年　　月　　日

ふりがな	性　別	写　　真 (1) 写真の裏に氏名を書いた後，裏全面にのりをつけて貼ってください。 (2) 写真は，縦６cm，横４．５cmのもので，申込み前３か月以内の脱帽，正面向き，上半身を撮ったものが必要です。 (3) 写真を貼っていない場合又は不鮮明その他受験用として適当でない場合には受理しません。
氏　　名　　㊞	男・女	
生年月日　　昭　和　　年　　月　　日　（満　　歳）		
ふりがな		
現住所　（〒　－　　）		
電話番号　　（　　）		平成　　年　　月撮影
緊急連絡先電話番号　　（　　）		
（□　　方（続柄　　）　□勤務先　□携帯電話		

年	月	学歴，職歴など（各別にまとめて記載する。）
筆記試験免除に関する資格		

（記載例）

受験番号	

執行官採用選考
選　考　申　込　書

私は，次のとおり水戸地方裁判所執行官採用選考を受験したいので，申し込みます。
私は，日本の国籍を有しており，国家公務員法第３８条各号のいずれにも該当しておりません。
また，この申込書の記載事項は，事実に相違ありません。

平成　　年　　月　　日

ふりがな	性　別	写　真 (1) 写真の裏に氏名を書いた後，裏全面にのりをつけて貼ってください。 (2) 写真は，縦６cm，横４．５cmのもので，申込み前３か月以内の脱帽，正面向き，上半身を撮ったものが必要です。 (3) 写真を貼っていない場合又は不鮮明その他受験用として適当でない場合には受理しません。
氏　　名　　㊞	男・女	
生年月日　　昭　和　　年　　月　　日　（満　　歳）		
ふりがな		
現 住 所　（〒　－　）		
電話番号　　（　　）		平成　　年　　月撮影
緊急連絡先電話番号　　（　　） （□　　方（続柄　　）　□勤務先　□携帯電話		

年	月	学歴，職歴など（各別にまとめて記載する。）
（記載例）		
昭和○	○	○○県立○○高等学校卒業
昭和○	○	○○大学法学部卒業
昭和○	○	○○株式会社入社（○○支店勤務）
昭和○	○	○○株式会社○○支店勤務
平成○	○	○○株式会社本店勤務
現　在		
筆記試験免除に関する資格		
（記載例）		
昭和○		司法書士試験合格

選考資格に係る申告書

次のいずれかにチェックをする。

□　一般職の職員の給与に関する法律（昭和２５年法律第９５号）第６条第１項各号に規定する俸給表のうち，次の俸給表の適用又は準用を受ける職員としての実務の経験年数が通算して１０年以上の者

□　行政職俸給表㈠　　□　税務職俸給表　　□　公安職俸給表㈠　　□　公安職俸給表㈡

□　弁護士，弁理士，司法書士又は不動産鑑定士としての実務の経験年数が通算して１０年以上の者

□　銀行，長期信用銀行，信用金庫，労働金庫又は信用協同組合における実務の経験年数が通算して１０年以上の者

□　上記以外の者で法律に関する実務を経験した年数が通算して１０年以上の者（次の「法律に関する実務の経験」欄に所定の事項を記入する。）

（法律に関する実務の経験）

年	月	日	勤務先の名称	①具体的な勤務内容及び②当該勤務が「法律に関する実務」に該当すると考える理由（当該実務の経験年数）
				。
法律に関する実務を経験した年数（通算）　　年　　月				

この申告書の記載事項は，事実に相違ありません。　申告者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

(注)１　記載しきれない場合は，適宜別紙を用いて差し支えありません。

２　経験年数は，採用予定日現在で記載してください。

３　この書面の記載に虚偽があったときは，任官後であっても免職になることがあります。

（記載例）

選考資格に係る申告書

次のいずれかにチェックをする。

□　一般職の職員の給与に関する法律（昭和２５年法律第９５号）第６条第１項各号に規定する俸給表のうち，次の俸給表の適用又は準用を受ける職員としての実務の経験年数が通算して１０年以上の者

□　行政職俸給表㈠　　□　税務職俸給表　　□　公安職俸給表㈠　　□　公安職俸給表㈡

□　弁護士，弁理士，司法書士又は不動産鑑定士としての実務の経験年数が通算して１０年以上の者

□　銀行，長期信用銀行，信用金庫，労働金庫又は信用協同組合における実務の経験年数が通算して１０年以上の者

□　上記以外の者で法律に関する実務を経験した年数が通算して１０年以上の者（次の「法律に関する実務の経験」欄に所定の事項を記入する。）

（法律に関する実務の経験）

年	月	日	勤務先の名称	①具体的な勤務内容及び②当該勤務が「法律に関する実務」に該当すると考える理由（当該実務の経験年数）
（記載例）				
昭和○○	○	○	○○株式会社○○支店	①法人及び個人に対する貸付業務，②貸付審査において物件の調査
				及び抵当権設定手続に関与した。（５年３月）
平成○○	○	○	○○株式会社本店	①債権管理業務，②民事執行の申立てに関する事務に関与した。
				（６年０月）
法律に関する実務を経験した年数（通算）				１１　年　３　月

この申告書の記載事項は，事実に相違ありません。　申告者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

（注）１　記載しきれない場合は，適宜別紙を用いて差し支えありません。

２　経験年数は，採用予定日現在で記載してください。

３　この書面の記載に虚偽があったときは，任官後であっても免職になることがあります。